

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図 の規格等について

旅客自動車運送事業運輸規則第29条（地図の備付け）に定める規格及び同条第4号の指定事項を下記のとおり定めたので公示する。

令和5年3月24日

中国運輸局長 益田 浩

記

1. 地図の規格

当該車両の営業区域が掲載されており、旅客に地図を提示して経路又は目的地の確認を行うことが可能な縮尺であること。

2. 指定事項

指定事項については、本項各号の記載事項を全て網羅した地図を備え付けることが望ましいが、地図に記載をする方法等により旅客に対する説明が適切に行うことが可能な場合にはこの限りではない。

- (1) 事故多発箇所
- (2) 長期間に亘る道路工事等で通行不能の区間
- (3) 迂回の大い一方通行の区間
- (4) 営業区域の範囲

附 則

1. この公示は、令和5年3月24日から施行する。
2. 平成14年1月23日付中国運輸局公示第182号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格等について」は、令和5年3月24日限りで廃止する。